

ARCHDIOCESE OF TOKYO
3-16-15, Sekiguchi, Bunkyo-ku
112-0014 TOKYO - JAPAN
Tel: 03-3943-2301
Fax 03-3944-8511



112-0014
東京都文京区関口 3-16-15
カトリック東京大司教区
diocese@tokyo.catholic.jp

カトリック東京大司教区の皆さんへ

カトリック東京大司教区 大司教
菊地功
2020年5月26日

緊急事態宣言解除後の教会活動について

緊急事態宣言が、5月25日をもって解除されました。状況は流動的で、感染流行には今後も何度かの波があるという専門家の指摘があります。

したがって、宣言解除後もしばらくは、原則として現状を維持します。

今後、東京都や千葉県の公立学校再開の状況や、大規模イベント自粛要請の解除などを見極めた上で、日程を定め、感染症対策を行い、また「三つの密」を避けながら、限定した条件下で、段階的に教会活動を再開させます。

特に、聖堂内で、互いに1.5から2メートルほどの距離を保つことは最低限必要な条件です。それが不可能な場合は、聖堂を使うことはできません。

また高齢・持病（基礎疾患）のある方には、大変申し訳ないのですが、いのちを守ることを優先して、当初の段階では、どうか自宅にとどまってくださるようお願いいたします。なお法的に高齢者とは、65歳（前期高齢者）以上のかたですが、特に75歳以上の方にあっては、もうしばらくの間は、自宅でお祈りください。

灰の水曜日以前の教会に、即座に戻ることは考えられません。様々な制約は、自分だけではなく、他の方々のいのちを守るために、責任ある前向きな行動とご理解ください。教会共同体全体と社会の善益のための犠牲です。

そういった条件や制約に協力頂くことが難しい場合には、当該小教区の教会活動再開を、当分の間、断念せざるを得ない場合も出てまいります。どうかご協力をお願いします。

教会活動を再開する状況となったときには、その日程と、感染対策のための段階的な条件を公示いたします。

なお、司祭には、4月末にガイドラインを示し、それぞれの教会で具体的対応の可能性を検討するよう依頼しました。緊急事態宣言解除後、今後の対応準備のために小規模な会議が必要かと思えます。これは、感染対策に留意しながら行ってください。

以上